

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011  
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 不況のため役員報酬をカットした場合

Q：昨今の不景気により、当社も経営不振が続いております。そこで役員報酬を今後1年間10%カットすることになりました。利益操作として税務上問題が生じますか。

A：税法は役員の給与について定期の給与を報酬、臨時的な給与（退職給与を除く）を賞与と規定し、役員賞与は損金の額に算入しないこととしています。定期の給与とは、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、月以下の期間を単位として反復継続して支給される給与をいいます。

不況による業績低下によって役員報酬を減額することは一般的ですし、今後1年間10%カットするという減額後の支給基準もあり、減額後の報酬は継続して支給されるわけですから税務上問題はありません。

地位による責任度合の反映として、例えば社長は30%、専務及び常務は20%、平取締役は10%というように役員のランクによってカット率を変えても問題はありません。

ただし月によって資金繰りの関係などでまったく支払わない月があったり、カットの率を毎月変更したりしますと、定期の給与といえなくなります。

大切なのは減額後の支給基準に合理性と継続性があることです。

